

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの 開催等及び市有施設の開館に関する指針」の改正について



ターゲット 3.3

令和3年9月29日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：桜井 忠弘

TEL：924－2120

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針」について、令和3年9月28日に別紙のとおり改正いたしました。

なお、改正点については、下線で示しています。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等
及び市有施設の開館に関する指針（令和３年９月 28 日改正）

本市においては、令和２年２月20日に本指針を策定し、随時見直しを行ってきたが、令和３年９月 28 日改定の福島県感染拡大防止のための基本対策を踏まえ、次のとおりとする。

1 市有施設の開館について

市有施設は、安全性や適切な感染予防策等を講じた上で開館する。ただし、感染状況や施設の特性、利用形態等を考慮し、その全部又は一部の使用休止や定員変更、入場制限、時間制限等を設けることがある。

2 市主催等イベント等開催について

(1) 基本的考え方

① イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式(*1)」の考え方を踏まえ、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。

② 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等の開催については、十分な人と人との間隔（できるだけ2m）が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能である場合に限るものとし、当該間隔の維持が困難な場合は、中止を含め慎重に検討することとし、以下の条件がすべて担保される場合には、開催可能とする。

ア 身体的距離の確保

移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）、区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保。

イ 密集の回避

定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場。

ウ 飲食制限

飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底、過度な飲酒の自粛。

エ 大声を出さないことの担保

大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。

オ 催物前後の行動管理

イベント前後の感染防止の注意喚起。（可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。）

カ 連絡先の把握

可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握、接触確認アプリ（COCOA）等の導入に向けた具体的措置の徹底。（アプリのQRコードを入口に掲示すること等）

③ 上記②以外のイベント等の人数上限及び収容率については、以下、(2)イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置及び3イベント開催時の必要な感染防止策に留意し、開催制限の緩和を適用する条件が担保されている場合、「感染リスクの少ないイベント(*2)」（クラシック音楽コンサート等）については、収容人数の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限とする。「その他のイベント(*3)」（ロックコンサート、スポーツイベント等）につ

いては、収容定数の 50%と 5,000 人のいずれか少ない方を上限とし、座席等により参加者の位置が固定される場合にあっては、異なるグループ（又は個人）間では座席の間隔を 1 席空け、同一グループ（5 人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよいものとする。

(2) イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

① 消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）

② マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布・販売を行い、マスク 100%を担保

③ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）

有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状者の出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）

④ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）

事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）等の具体的措置を講じること。

⑤ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）

大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員の配置等）、スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備

⑥ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における「三密(*5)」の抑止）

入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）、十分な換気、休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止

⑦ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせることを。

⑧ 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）

公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

3 イベント開催時の必要な感染防止策

収容率 50%を超えるイベント等を開催する場合にあっては次の(1)から(3)まで（収容率 50%以下のイベント等を開催する場合にあっては(2)及び(3)）に留意する。

(1) 徹底した感染防止等

① マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。（マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保。）

② 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの（マスク着用を前提に隣席の者との日常会話程度は可、演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低 2 m））

(2) 基本的な感染防止等

① 上記(1)は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める。）

② マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと。大声を出す者がいた場合等についても個別に注等を行うこと

③ こまめな手洗いの奨励

④ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、マイク等、ウイルスが付着した可能性のある場所、

物品等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

⑤ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑥ 入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避(必要に応じ、人員の配置、動線の確保等の体制を確保するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限。)

⑦ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保(5名以内の同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合は1m)空ける。)

⑧ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保

⑨ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)を確保

⑩ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底

⑪ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染リスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)

⑫ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置(ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要)

⑬ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握、接触確認アプリ(COCoA)等の奨励(アプリのQRコードを入り口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入。)

⑭ 有症状者は出演・練習を控え、演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。

⑮ 合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処

⑯ イベント前後の感染防止の注意喚起(可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。)

⑰ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ウェブサイト等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

① 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討(来場者の区画を限定、管理したイベントであれば開催可能。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催事前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。)

② 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者又はイベントの主催者は、開催要件等について福島県に事前に相談

③ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

4 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和3年10月30日までとする。

5 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向、国及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

(略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日、同年5月11日、同年5月16日、同年6月1日、同年8月1日、同年9月1日、同年9月19日、同年12月1日、令和3年3月1日、同年3月10日、同年5月10日、同年6月30日、同年8月20日、同年9月10日)

この指針は、令和3年10月1日から施行する。

「新しい生活様式(*1)」：令和2年5月4日新型コロナウイルス専門家会議からの提言に基づく感染拡大を防止するための生活スタイル

「感染リスクの少ないイベント(*2)」：大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例

- 音楽：クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
- 演劇等：現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
- 舞踊：バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
- 伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
- 芸能・演芸：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
- 公演・式典：各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式、卒業式、成人式、入社式 等
- 展示会：各種展示会、商談会、各種ショー

「その他のイベント(*3)」：大声での歓声・声援等が想定されるものの例

- 音楽：ロックコンサート、ポップコンサート 等
- スポーツイベント：サッカー、野球、大相撲 等
- 公演：キャラクターショー、親子会公演 等

※ 上記イベント(*2) (*3)は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

「100%以内(*4)」：100%開催の具体的要件（次のいずれにも該当するもの。）

- ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。

- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

「三密(*5)」：① 換気の悪い「密閉空間」、② 多数が集まる「密集場所」、③ 間近で会話や発声をする「密接場面」

【緊急事態宣言】

〈1回目 (令和2年4月7日～5月25日)〉

令和2年4月7日 緊急事態宣言 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)

5月6日まで

4月16日 区域変更 (全都道府県を対象)

5月4日 期間延長 (5月31日まで延長)

5月14日 区域変更 (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県)

5月21日 区域変更 (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)

5月25日 宣言解除

〈2回目 (令和3年1月8日～3月21日)〉

令和3年1月7日 緊急事態宣言 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) 1月8日～2月7日

1月13日 区域変更 (栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を追加) 1月14日～2月7日

2月2日 期間延長 (2月8日～3月7日)・区域変更 (栃木県を解除)

2月26日 区域変更 (岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を解除) 3月1日～

3月5日 期間延長 (3月21日まで延長)

3月21日 宣言解除

〈3回目 (令和3年4月25日～9月30日)〉

令和3年4月23日 緊急事態宣言 (東京都、京都府、大阪府、兵庫県) 4月25日～5月11日

5月7日 区域変更 (愛知県、福岡県を追加) 5月12日～

期間延長 (5月31日まで延長)

5月14日 区域変更 (北海道、岡山県、広島県を追加) 5月16日～

5月21日 区域変更 (沖縄県を追加) 5月23日～

5月28日 期間延長 (6月20日まで延長)

6月17日 区域変更 (東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県を解除)

期間延長 (7月11日まで延長)

7月8日 区域変更 (東京都を追加) 7月12日～

期間延長 (8月22日まで延長)

7月30日 区域変更 (埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府を追加) 8月2日～

期間延長 (8月31日まで延長)

8月17日 区域変更 (茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県を追加) 8月20日～

期間延長 (9月12日まで延長)

8月25日 区域変更 (北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県を追加)

9月9日 区域変更 (宮城県、岡山県を解除)

期間延長 (9月30日まで延長)

9月28日 緊急事態の終了 (9月30日で終了)

【まん延防止等重点措置】

令和3年4月1日 まん延防止等重点措置公示（宮城県、大阪府、兵庫県）

4月5日～5月5日

4月9日 区域変更（東京都、京都府、沖縄県を追加）

4月16日 区域変更（埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を追加）4月20日～

4月23日 区域変更（愛媛県を追加、大阪府、兵庫県、東京都、京都府を解除）

5月7日 期間延長（5月31日まで延長）

区域変更（北海道、岐阜県、三重県を追加）

5月14日 区域変更（北海道、宮城県を解除、群馬県、石川県、熊本県を追加）

期間延長（6月13日まで延長 対象：群馬県、石川県、熊本県）

5月21日 区域変更（愛知県、愛媛県、沖縄県を解除）

5月28日 期間延長（6月20日まで延長 対象：埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県）

6月10日 区域変更（群馬県、石川県、熊本県を解除）

6月17日 期間延長（7月11日まで延長 対象：埼玉県、千葉県、神奈川県）

区域変更（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を追加。岐阜県、三重県を解除）

7月8日 期間延長（8月22日まで延長 対象：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府）

区域変更（北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県を解除）

7月30日 区域変更（埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府を解除し、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県を追加 8月2日～8月31日）

8月5日 区域変更（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県を追加 8月8日～8月31日）

8月17日 期間延長（9月12日まで延長）

区域変更（京都府、兵庫県、福岡県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県を解除し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県を追加）

8月25日 区域変更（北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県を解除し、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県を追加）

9月9日 期間延長（9月30日まで延長）

区域変更（宮城県、岡山県を追加し、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県を解除）

9月28日 重点措置の終了（9月30日）

【主な緊急事態宣言に伴う催物開催制限、施設の使用制限等に関する通知等】

令和2年3月20日 イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ（安倍首相）

5月4日 緊急事態の維持及び緩和等に関して

7月23日 8月1日以降における催物の開催制限等について

8月24日 9月1日以降における催物の開催制限等について

9月11日 11月末までの催物の開催制限等について

11月12日 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

令和3年1月7日・1月13日・2月4日・3月5日

「緊急事態宣言に伴う催物開催制限、施設の使用制限等」

令和3年2月26日・4月1日・4月16日・4月23日

「基本的対処方針に基づく催物開催制限、施設の使用制限等」

【福島県感染拡大防止対策】

令和2年5月15日 福島県感染拡大防止対策（策定）

令和2年5月27日 福島県感染拡大防止対策（改定）※以下、改正日

令和2年6月18日・同年7月9日・同年7月30日・同年8月27日・同年9月17日・同年11月19日・同年12月25日・令和3年1月8日・同年1月12日・同年2月4日・同年2月12日・同年2月26日・同年3月4日・同年3月12日・同年3月19日・同年3月26日・同年4月8日・同年4月16日・同年4月22日・同年4月30日・同年5月7日・同年5月14日・同年5月28日・同年6月4日・同年6月28日・同年7月7日・同年7月24日・同年7月28日・同年8月5日・同年8月18日・同年8月20日・同年8月23日・同年8月27日・同年9月9日・同年9月17日・同年9月21日